

## 平成23年度事業報告

### ■ 一般事項 (平成23年8月31日現在)

#### □ 会員数の状況

正会員 : 26名 (退会2名)  
賛助会員 (個人) : 1名 (退会1名)  
賛助会員 (団体) : 5団体  
活動会員 : 17名 (入会1名、退会2名)  
-----  
合計 : 44名、5団体

#### □ 事務局スタッフの状況

常勤スタッフ : 1名  
非常勤スタッフ : 2名  
-----  
合計 : 3名

#### □ インターンシップ受け入れ状況

千葉大学 : 8名 (院生: 1名、学部生7名)  
首都大学東京 : 3名 (院生: 1名)  
玉川大学 : 1名 (学部生1名)  
-----  
合計 : 12名

### ■ 自然環境教育に関する事業

#### 1 子ども樹木博士 (認定者数 平成23年8月31日現在 2,502名)

##### □ 子どもゆめ基金助成事業

##### ① 「みんなで子ども樹木博士になろう! ~もみじ探検隊~」 in 練馬区立大泉交通公園

参加者 19名 平成22年11月23日(火・祝)

##### ② 「みんなで子ども樹木博士になろう! ~春の足音を探そう!~」 in 都立光が丘公園

震災直後のため中止

~~参加者 15名 平成23年03月19日(土)~~

##### ③ 「みんなで子ども樹木博士になろう! ~夏休み編~」 in 都立光が丘公園

参加者 12名 平成23年08月27日(土)

##### □ (公財) 東京都公園協会 光が丘サービスセンター共同事業『都立公園どんぐりラリー』

##### ① 「みんなで子ども樹木博士になろう! ~どんぐり博士への道~」 in 都立光が丘公園

参加者 930名 (観察会・工作・料理教室合計) 平成22年10月23日(土)、24日(日)

#### 2 観察会

##### □ 子どもゆめ基金助成事業

##### ① 「セミの羽化の神秘~夜の森探検~」 in 都立光が丘公園

※協力: NPO 法人 生態工房

参加者 42名 平成23年07月30日(土)

□ 受託事業

① 「カエル池周辺樹木観察会・樹名板作成」 in 練馬区立春の風公園

参加者 10名 平成 23 年 11 月 06 日(土)

3 出前授業

① 練馬区立小学校総合学習

- ・ 立野小学校:『立野公園冬芽探検隊』対象 3 年生 約 70 名 平成 23 年 03 月 08 日(火)
- ・ 高松小学校:『校庭樹木観察会』対象 3 年生 約 120 名

平成 23 年 02 月 15 日(火)、05 月 19 日(木)

② 江東区立小学校総合学習

- ・ 亀高小学校:『校庭緑地“わんぱくの森みどりの授業”』対象 1~4 年生 約 180 名

- 1)みどりの授業 ~秋編~ 平成 22 年 10 月 28 日(木)
- 2)みどりの授業 ~冬・初春編~ 平成 23 年 02 月 18 日(金)
- 3)みどりの授業 ~春編~ 平成 23 年 05 月 10 日(火)
- 4)みどりの授業 ~夏編~ 平成 23 年 07 月 15 日(金)

③ 練馬区立幼稚園自然環境学習

練馬区立光が丘あかね幼稚園:『特色ある教育』対象年長・年少児 約 100 名

- 1)みどりの布芝居上演と光が丘公園どんぐり観察 平成 22 年 11 月 22 日(月)
- 2)遠足(光が丘公園)時間内での樹木観察会担当 平成 23 年 05 月 13 日(金)
- 3)みどりの紙芝居上演と園庭樹木観察 平成 23 年 06 月 08 日(水)

練馬区立北大泉幼稚園:『植樹&紙芝居&園庭観察会』対象年長・年少児 約 100 名

平成 23 年 03 月 04 日(金)

④ どんぐり学校 (ニッセイ緑の財団事業) 対象 1・2 年生

- ・ 埼玉県秩父郡皆野町内全 4 校

平成 22 年 11 月 09 日(火)

⑤ どんぐり植樹祭 (ニッセイ緑の財団事業) 対象 4 年生

- ・ 埼玉県秩父郡皆野町内全 4 校

プレ授業:平成 23 年 04 月 14 日(木)、植樹:04 月 21 日(木)

■ みどり環境に関する普及啓発事業

1 観察会・講習会

① 練馬みどりの勉強会 第三回 講師:岩崎哲也 参加者 20 名 平成 22 年 09 月 04 日(土)

② 「街並みモミジ探検隊」 in 練馬区立牧野記念庭園 講師:和田博幸理事

(※兼 練馬みどりの勉強会 第四回) 参加者 20 名 平成 22 年 11 月 27 日(土)

③ 「ねりま落ち葉まつり」 in 練馬区立さくら運動公園、長久保憩いの森 協力:NPO 法人生態工房

参加者 38 名 平成 22 年 11 月 28 日(日)

④ 「街並みサクラ探検隊」(山梨サクラツアー) 講師:和田博幸理事

震災直後のため中止

参加者 20 名 平成 23 年 04 月 01 日(土)

## 2 講師派遣

- ①「海の森植樹イベント」ボランティアリーダー6名 平成22年11月06日(土)07日(日)
- ②「海の森苗木作り事業」どんぐりの苗作り講師  
・ 港区立 港陽小学校 対象3年生63人 平成22年12月07日(火)
- ③ 練馬私立幼稚園協会『環境班 研修会』講師 in 向南幼稚園 平成23年01月12日(水)
- ④「練馬区立高松小学校ビオトープ」管理運営コーディネーター(通年)  
※平成23年04月より授業受け持ち・05月19日(木)、06月01日(水)、06月29日(水)

## 3 季刊誌「みどりちゃん通信」の発行・・・年4回(4月、7月、10月、1月発行)

## 4 出展・展示

- ① COP10 AICHI-NAGOYA 生物多様性交流フェア in 名古屋市立白鳥公園  
平成22年10月18日(月)～29日(金) 来場者約700人(推定)
- ② エコプロダクツ2010 in 東京ビックサイト  
出展タイトル:「みんなで子ども樹木博士になろう!～クルクルみどりのリサイクル～」  
平成22年12月09日(木)～11日(土) 来場者約350人(推定)
- ③ エコ100選2011 in 新宿高島屋 (進学塾サピックスより紹介)  
出展タイトル:「みんなで子ども樹木博士になろう!～みどりもクルクルリサイクル!～」  
平成23年08月13日(土)、15日(月) 参加者計66人

## 初 5 みどりの復興支援事業

- ① 復興支援アサガオプロジェクト in 宮城県亘理町 平成23年07月08日(金)  
※共催:練馬環境造園協会、協力:アゴラ・豊和建設共同企業体、後援:練馬区
- ② みどりの復興支援ブログ作成

## 6 各種委員会等への出席

### 初 ① インターンシップ報告会

- ・ ECO-TOP 報告会 in 東京都庁 平成23年01月14日(金)
  - ・ 千葉大学インターンシップ報告会 in 千葉大学 平成23年01月25日(火)
  - ・ 千葉大学・首都大学東京合同報告会 in 首都大学東京秋葉原キャンパス 平成23年02月04日(金)
- ② 「みどりと市民協働」座談会 in 造園会館 平成23年02月09日(水)
  - ③ 練馬自然環境調査委員会

## 7 原稿の執筆

- ① 都市公園
- ② 都市緑化技術

■ みどり環境資産を有効にリサイクルする事業

1 樹木（剪定枝）スライス製作 随時

2 上演会・工作

「ミニ環境講座」 in 春日町リサイクルセンター…紙芝居上演・みどりのリサイクル工作教室運営

参加者約 20 人 平成 23 年 01 月 29 日 (土)

3 工作教室

「練馬環境月間行事」 in 豊玉リサイクルセンター…『みどりのリサイクル工作教室』

来場者約 30 人 平成 23 年 06 月 12 日 (日)

■ 公園緑地の活用に関する事業

1 都市緑化基金助成事業

「街かど緑地レスキュー隊」～大門辻広場緑地花壇作り～

平成 22 年 11 月 22 日 (月)

2 受託事業

「富士見台特別養護老人ホームみどりの事業」

※協力：株式会社 植物環境リサーチ

① 庭木剪定講習会

参加者 9 名 平成 22 年 10 月 10 日 (日)

② 特養秋祭り

参加者約 30 名 平成 22 年 10 月 17 日 (日)

# 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

(単位：円)

NPO法人みどり環境ネットワーク！  
 全社

平成23年 8月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

#### (現金・預金)

現金 49,317

#### 普通預金

みずほ銀行成増支店 346,776

郵便貯金 57,015

郵便貯金振込口座 264,925

現金・預金計 718,033

#### (売上債権)

#### 未収金

未収会費 38,400

売上債権計 38,400

#### (棚卸資産)

#### 貯蔵品

7,000

棚卸資産計 7,000

#### (その他流動資産)

前払費用 25,000

その他流動資産計 25,000

流動資産合計 788,433

資産の部 合計 788,433

## 《負債の部》

### 【流動負債】

未払金 104,410

前受金 800

短期借入金 57,181

流動負債計 162,391

負債の部 合計 162,391

正味財産 626,042

## 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

NPO法人みどり環境ネットワーク1  
 全社

(単位：円)

平成23年 8月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	104,410
現金	49,317	前受金	800
普通預金	668,716	短期借入金	57,181
現金・預金計	718,033	流動負債計	162,391
(売上債権)		負債の部合計	162,391
未収金	38,400		
売上債権計	38,400	正味財産の部	
(棚卸資産)		【基金1】	
貯蔵品	7,000	基金1	958,627
棚卸資産計	7,000	基金1計	958,627
(その他流動資産)		【正味財産】	
前払費用	25,000	正味財産	△332,585
その他流動資産計	25,000	(うち当期正味財産増加額)	△373,940
流動資産合計	788,433	正味財産計	△332,585
資産の部合計	788,433	正味財産の部合計	626,042
		負債・正味財産の部合計	788,433

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

NPO法人みどり環境ネットワーク！

(単位：円)

全社

自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日

## 《経常収支の部》

### [経常収支の部]

#### 【経常収入】

##### 事業 収入

自然環境教育事業 33,000

普及啓発事業 353,386

リサイクル事業 2,300

##### 受託事業収入

自然環境教育事業 573,960

普及啓発事業 705,920

リサイクル事業 4,500

公園緑地の活用 80,567

助成金収入 112,552

正会員会費収入 312,000

賛助会員会費収入 110,000

活動会員会費収入 20,400

受取利息収入 50

経常収入 計

2,308,635

#### 【事業費】

##### 事業 支出

自然環境教育事業 311,250

普及啓発事業 508,636

リサイクル事業 5,000

公園緑地の活用 70,304

助成金減額損 173,134

##### 受託事業 支出

自然環境教育 128,290

普及啓発 116,086

公園緑地 52,450

当期事業費 計 1,365,150

合 計 1,365,150

事業費 計

1,365,150

#### 【管理費】

給料 手当 619,500

通 信 費 131,040

旅費交通費 135,160

広告宣伝費 241,000

接待交際費 1,000

会 議 費 48,333

講習会費 30,000

事務用消耗品費 2,632

租税 公課 400

支払手数料 2,760

雑 費 105,600

管理費 計

1,317,425

経常収支差額

△373,940

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

NPO法人みどり環境ネットワーク！

(単位：円)

全社

自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

その他資金収入 計 0

【その他資金支出】

その他資金支出 計 0

当期収支差額 △373,940

前期繰越収支差額 △2,327

次期繰越収支差額 △376,267

## 《正味財産増減の部》

【正味財産増加の部】

正味財産増加の部 計 0

【正味財産減少の部】

当期収支差額 373,940

正味財産減少の部 計 373,940

当期正味財産増加額 △373,940

前期繰越正味財産額 41,355

当期正味財産合計 △332,585



# 定 款

制定 2002年12月28日

特定非営利活動法人 みどり環境ネットワーク！

# 特定非営利活動法人 みどり環境ネットワーク！定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 みどり環境ネットワーク！という。  
(但し、登記の際には特定非営利活動法人 みどり環境ネットワークと記す。)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区谷原3丁目9番22号に置く。

(目的)

第3条 この法人は一般の地域住民を対象として、都市にとって貴重な身近なみどり環境である公園、街路樹、雑木林、個人庭、水辺などを中心とした環境保全活動、リサイクル活動、環境学習を市民の意見を積極的に取り入れながら行っていきたい。そしてより多くの人々がみどり環境に接することによって、みどり豊かで心に潤いのある地域社会にするためのネットワークを築いていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

### I 自然環境教育に関する事業

- (1) 地域住民からの自然環境や植物に関する質問への相談事業
- (2) 地域のみどりを利用した自然観察会事業
- (3) 自然環境教育に関する講師派遣

## II 公園緑地の有効活用に関する事業

- (1) 地域住民が公園に親しむためのイベントの開催
- (2) バリアフリーなど、公園施設に関する問題についての調査研究
- (3) 公園緑地の有効活用を考えた公園の管理運営

## III みどり環境に関する普及啓発事業

- (1) 機関紙、研究報告書、環境保全活動、みどり環境に関する啓発書の発行
- (2) みどり環境、環境教育に関する講習会、セミナー等の開催事業

## IV みどり環境資産を地域の中で有効にリサイクルする事業

- (1) 地域から発生するみどり環境資産の収集、加工に関わる事業
- (2) みどり環境資産のリサイクル方法の研究及び提案する事業
- (3) みどり環境資産を地域の教育関連施設に環境教育、木工などの材料として提供をする事業
- (4) みどりのリサイクルに関する調査研究事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は以下とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体又は個人
- (3) 活動会員 この法人の目的に賛同し活動に参加するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員（活動会員を除く）として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。活動会員は事務局長に申し込むものとする。
- 3 理事長及び事務局長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長及び事務局長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員（活動会員を含む）は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員（活動会員を含む）が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員（活動会員を除く）は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。活動会員は退会届を事務局長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 1人
  - 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わ

ることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任されえた議事録署名人二名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款でさだめる事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前まで通知しなければならない。



(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長のするところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかわる事業に関する資産とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 6 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、次のとおりとする。  
非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、臨時総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項の第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は法第 11 条に第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するも

のとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年10月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

		入 会 金	年 会 費	備 考
正会員		10,000 円	12,000 円	
賛助会員	団体会員	20,000 円	20,000 円／口	
	個人会員	20,000 円	10,000 円／口	
活動会員		なし	1,200 円	

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	荻野 淳司
副理事長	樋渡 達也
副理事長	島田 正文
理事	中島 美野子
理事	戸田 協志郎
理事	五十嵐 真人
理事	卯之原 昇
理事	大石 武朗
理事	大塚 守康
理事	高橋 一輔
理事	坂内 善次郎
理事	福田 一敏
理事	松田 陽子
理事	和田 博幸
監事	村岡 政子